

知多市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 22 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 27 号

知多市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

知多市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年知多市条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第 17 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。